

生活福祉保健委員会記録

- 1 期 日 平成20年9月16日（火）
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香
副委員長 森川家忠
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、
蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委員 林 正夫

5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

6 報告事項

[環境県民局]

- (1) 平成20年広島県議会9月定例会提案見込事項
- (2) 平成20年度夢配達人プロジェクト推進事業に係る「夢」の選考結果について
- (3) 「平成20年版 環境白書《環境に関する年次報告》」の概要について
- (4) アルゼンチンアリ防除モデル事業について

[健康福祉局]

- (5) 平成20年広島県議会9月定例会提案見込事項
- (6) 平成19年度病院事業会計決算の状況
- (7) 緊急医師確保キャラバン「ひろしまドクターズ・ナビ in 東京」の実施について
- (8) 県立神石三和病院移管後の神石高原町立病院に係る指定管理者について
- (9) 非食用米穀の不正流通への対応について

7 会議の概要

（開会に先立ち、委員長及び環境県民局長が県内調査のお礼を述べた。）

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名

(3) 質疑・応答

○質疑（山下委員） 先週の県内視察におきましては、委員長を初め委員、そしてまた執行部の皆さん、本当にありがとうございました。有意義な視察ができたことを感謝いたします。

その視察の2日目に、東広島市にあります県立障害者リハビリテーションセンターの医療センターを視察させていただき、この施設を平成18年度から指定管理者として運営されている広島県福祉事業団より説明を受けました。経営は順調に推移しているということでしたが、建築後30年を経過しており、手術室が大変狭い、また芸予地震の影響で床が傾いている、その他バリアフリー上の問題など、さまざまな問題がありまして、施設運営上課題があることを聞きました。その後、現地を視察したのですが、見て大変驚きました。整備の必要を感じましたが、県はどのようにこの課題に対応されるのか、お聞きします。

○答弁（障害者支援課長） この県立障害者リハビリテーションセンターと県立障害者療育支援センターの各施設につきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入いたしましたときに保全計画というものをつくりまして、これに沿いまして計画的な施設の保全を行っているところでございます。このうち、特に医療センターにつきましては、この保全計画の一環として行いました耐震診断の結果、耐震補強が必要であるという結果が出ておりますので、今後の施設の保全につきまして対応策を現在検討しているところでございます。

○質疑（山下委員） 今、対応策を検討しているということですが、たまたまだと思うのですが、視察に行く日の朝の新聞報道に、医療センター内にある高次脳機能センターの記事がありました。これによりますと、病床不足への対応がくれ、入院治療を希望した者の3割が入院を断念するか2カ月近く待機している状況であるが、耐震補強の必要が確認されたことから増床については見合わせているとのことでありました。県内の障害者のニーズにこたえるためにも医療センターの増床が必要であると考えますが、県はいつまでにどのような整備をしようと考えているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（障害者支援課長） この医療センターは、県内の障害者に対しまして高度で専門的な医療を提供いたしておりまして、この高次脳機能センターにつきましても、その機能を十分に発揮する必要があると考えております。先ほど申し上げました耐震化の検討にあわせまして、県内の障害者のニーズに対応するために、手術室の拡張でありますとか増床などの機能強化を踏まえた整備につきまして、適切な整備内容について検討しているところでございます。できるだけ早く対応できるよう努力してまいります。

○要望（山下委員） 県の財政が厳しいのは十分わかっているのですが、やらなければいけないことは早くする方がいいと思いますし、障害者に対して良質で十分な医療を提供するためにも、速やかに医療センターの整備を行うよう要望したいと思います。

す。

○質疑（川上委員） 先ほど県立神石三和病院の移管に伴う指定管理者が決まったという事で、この病院はよく存じておりますけれども、地域では非常にしっかりとした病院で、理事長は日本医師会の副会長をされたような方ですので、今後、順調に移管ができると思います。その中で、2～3ちょっとお尋ねします。

まず、このスケジュールによって移管されていくと思いますけれども、今の医療情勢を見ますと、現実的に病院経営が非常に難しくなっている中で、地域医療はどちらかといえばちょっと置き去られるような感じにあります。そういう中で、今後のことでしょうけれども、県としてこの病院の縮小、要はベッド数の縮小、科目の縮小があってもいいのか、もし指定管理者が言ったらそれを認めて縮小できるような方向の取り組みができているのだろうか、この辺についてちょっとお尋ねします。

○答弁（県立病院課長） 県立神石三和病院の移管につきましては、神石高原町のあり方検討委員会において議論されて報告書が出ております。その報告書では、今の病院機能を引き続いてやってほしいということでございます。それによって、公募をかけて今の管理者が決まったわけでございます。ただ、今後の運営につきましては、管理者と町がそれぞれ運営に当たって今から協議していくことになろうかと思えます。ただ、科目の縮小とか体制等につきましては、現段階では今の体制を維持するという事で話をしております。

○質疑（川上委員） 医療環境は日々変わって、民間の病院も大変厳しい状況に置かれている中で、地域医療というのは非常に大切に、今、神石高原町の住民はどういうふうに思っているかと言いますと、県はもう荷物が多いから町へ渡せということになり、指定管理者になってそのまま縮小されていくと、これは何か思うつぼにはまったような感じになるという不安を非常に持っておられます。その辺については、私は今後県としても十分考えていく必要があると思えます。どうすればいいかというと、例えば県と町と医師会と管理者で運営委員会というものをつくって、体制等についての協議をずっとやっていくということまでやるのか、あるいは町に任せたのだから町と指定管理者で行えというのか、そういうようなことがしっかりできていないと、県は何かほっとして終わりになるような感じになっているので、それについてどういうお考えなのか。できたら、そうした最後まで責任を持って地域医療を行うという意味からも、そういう運営委員会というものをつくるのが僕はいいと思うのですけれども、そういうことについてはどのようにお考えですか。

○答弁（県立病院課長） 今、委員からお話ございましたように、今後の運営体制ということでございますけれども、県としても、財政的支援を行うこととし、それから人的支援につきましても今後の状況により検討するという事もございます。ただ、今後町が病院を運営していくのに県としても支援していくことは必要だと考えております。そういう運営体制につきましては、また相談がございましたら県とし

ても相談に対応していきたいと考えております。

○質疑（川上委員） 質問がちょっとばらばらするのですけれども、人的支援についても、どうもこの前の答弁を聞きますと、県は基本的には人的支援をしようとしているけれども、現実はどうも管理者で行ってくれというふうな感じになっていると僕は見ている。まだ、移管の管理者が決まったばかりでそこまではみんな言っていないけれども、そういう状態になっているのが現実だろうと思います。その辺についても、僕は来年の6月まで委員におりますのでしっかりとお願いしたいと思えますけれども、それをひとつしっかりしていただきたいというのが第1点と、もう1点、財政支援で13億円余のお金を県は支援するわけですけれども、先般私が質問したときには、これは6年間各年に区切って出すものではないと、施設とかいろいろな機械の整備などで、その都度必要で、例えば10年、15年たつてもある程度残っているというお答えだったのですけれども、何か今、町のお考えを聞きますと、6年間でもう2億幾らで渡すというふうなことを県の担当者が言っているということです。僕は直接聞いていないので、これは正確ではないです。けれど、そういうふうに言っているというのだけれども、それは事実なのですか。

○答弁（県立病院課長） 13億2,400万円、財政的支援をすると決定させていただいたわけですが、これは今年度を含めて6年間で交付することとしております。交付金の使途というのは、町が新病院の運営に要する経費に充てることになっておりまして、これは主には施設の改修費であるとか機器の整備であるとか、それから運営費の赤字補てんであるとか、そういうものを全部含めて交付するようにしておりまして、これを6年間で分割して交付するというところでございます。したがって、町がこれをもとに病院の健全な運営に努めていくということになります。

○質疑（川上委員） 指定管理者は5年間ですか。

○答弁（県立病院課長） はい。

○質疑（川上委員） 5年間、6年間で大方の費用を払ってしまって、その次に、おれはもうやめたというときには、僕は病院経営は非常に難しくなっていくと思います。だから、前回答弁されたのは6年間ではないと、機械、設備が古くなったらやっていくので、それは6年に限ったことではないというふうに答弁されたと思うのです。僕はその辺のことは、6年間で終わってしまったら、例えば今の指定管理者が、そういう悪意はないと思いますが、全部いただいて終わりましたと、それで後はないと、では赤字になったらどうなるのだ、新しい指定管理者を選定しますと、町はもうどうもなりませんという可能性が十分出てきます。そのことについて、県はどういうふうにお考えなのですか。

○答弁（県立病院課長） この交付金というのは確かに6年間で交付するということになっております。機器の改修とかいろいろな面で確かにあろうかと思えますけれども、これはそれをもとに例えば6年以上かかっても整備するということは可能でございますので、全部使い切るというのではなくて効率的にやっていただきたいとい

うのが県の考えでございます。

○質疑（川上委員） わかりました。

財政支援は、今決めている13億円余のお金以外は県としては一切しないという約束になっていますか。これは、どうなのですか。

○答弁（県立病院課長） 財政支援につきましては、今の13億2,400万円ということでございます。

○質疑（川上委員） そういうことなら、まだ時間がありますので、ゆっくりとまた質問してみたいと思います。

次に、きょうも病院事業部長から説明がありましたけれども、県立病院の地方公営企業法の全部適用による管理者を内定したということの新聞報道を先般見ました。まず、幼稚な質問をして恐縮なのですが、全部適用で管理者を指定するのは決算特別委員会、予算特別委員会で随分議論された話なのですけれども、なぜそうするのですか、簡単に答えてみてください。

○答弁（県立病院課長） 理事の設置の必要性ということでございます。21年、来年の4月に地方公営企業法の全部適用に移行ということでございますが、移行直後から全部適用のメリットを最大限発揮してもらうことで、経営改善等の取り組みを効果的に進める、それもできるだけ早期にその成果を上げていくということが重要だと考えております。そのために、病院事業管理者の予定者を早い段階で決めて、その準備に参画させる、それから全部適用の制度設計に予定者の意向を反映させるという必要がございます。例えば、病院での基本指針となります広島県病院事業経営計画を更新する必要がございます。これは今年度中に策定する予定にしております。全部適用後から適用されるこの計画に策定段階から参加していただく必要がございます。そのために、病院事業管理者の予定者の立場を理事職の兼務によって明確にした上で主体的に関与していただくこととさせていただきます。理事は来年4月から病院事業管理者となって病院事業を統括することになりますけれども、複数の病院事業を統括する、また具体的な企画立案とか主体的な行動に取り組んでもらう必要がありますことから、職務に専念させて取り組みへの十分な時間を与えることで効果が期待できるものと考えておまして、現在の広島病院長との兼務ではなく、病院事業管理者として専任させるように考えているところです。

○質疑（川上委員） 大きな目的は経営改善、今まで県立病院がどういう状態だったか、決算特別委員会等を見ても大変な議論がありました。私は、そういう形で本当に県立病院の経営改善ができるのか。今まで何度も経営改善計画を出して、それでも大赤字を垂れ流してやってきた人を病院事業管理者にして、また院長を別に置いて、多分病院事業管理者には給料も余計に払うのでしょうか。今までできなかった人をまた置いて、管理しなさい、改善しなさいといって、できると思っているのですか。僕は、このことには物すごい怒りを感じているのです。これは、改善などできません。何があっても知らないけれども、僕は少なくとも今までのことを継承していく

程度であれば、今まで何回も改善計画をつくられて、どこを改善されて、どれだけ経費が少なく済んで黒字になったのか、教えてください。

○答弁（県立病院課長） 病院の経営というのは一つの企業という形でございますけれども、昨今の医療制度改革によりいろいろと変わってきております。それらに対して、適正にスムーズに対応しようということも必要でございます。ただ、委員おっしゃいましたように経営するのにどうなのかということでございますけれども、現在の病院長を病院事業管理者ということについては、例えば経営改善に努力された結果というのは、医療制度改革で言えば7対1看護の導入であるとか、地域医療支援病院の指定であるとか、DPCの導入であるとか、こういうところを現在の病院長でいろいろ取り組んでいただいて、収益の改善に努めてもらったという経緯がございます。したがって、内部登用か外部手法的とかいろいろあるかと思っておりますけれども、内部登用することによってみずから経営に当たる病院を熟知していると、院内での人望も確立しております。職員との一体感も生みやすいということがございます。

○質疑（川上委員） 職員と一体化できるというようなことを言うから改革などできないのです。そうではないのです。他の全部適用の病院事業管理者制度をしているところを、どうなっているか調べてみなさい。改善されたところは、全部外部からすばらしい人を公募している。内部から登用するというのは、とんでもないことだと僕は思います。本当に、あなたたちは広島県のことを思っていないと思う。本当に改善しようと、県立病院をきちんと改善して、広島県の中核拠点にして、しっかりと広島県の医療体制をつくっていかうという考えになっていないから、こういうことになるのです。現実に、医師会でも怒っています。県は県立病院の意義をもっと考えて、今からやらなければいけない。この医療制度の中でどうやって、公的病院が生きていくかというのは大変なことなのです。それをぬくぬくと中にいる者の意見も聞かないといけないから、中から採用しないとけないという考えが間違っているのです。これは、どうなのですか。

○答弁（病院事業部長） 先ほど課長が答弁しましたように、本県を取り巻く病院の環境というのは非常に厳しいというのは我々も重々承知しております。そういう中で、医療制度改革等に的確に対応するために知事の持っている権限を病院事業管理者に移して、よりスピーディーな対応をしていくことが大事と考えておまして、病院事業の全部適用に移行したいということでございます。そこに当たっては、いろいろな対策に取り組んでいく必要があるというのは委員がおっしゃっているとおりで、我々もそういうふうと考えておまして、その中で、外部登用というものもございますけれども、今は7対1看護といった医療制度改革に的確に対応したような実績もございますので、この方のもとで改革に取り組んでいきたいということでございます。

○質疑（川上委員） 国の制度改革を管理者が一々手がけなくても、それは部長なりほ

かの人が行えばよいのです。管理者というのは改革するために、どうやって今の悪いところを直してよくしようかということをやらなければいけないのに、そういう小さなことの対応、国がいろいろ制度を変えることにスピーディーに対応するために内部から適用することが基本的に間違っていると私は言っている。僕はいつかも決算特別委員会で質問したけれども、事務局は全部素人の県が行って、医局はほとんど広島大学から来ていただいて行っている。それを改革できないのがあなたたちなのです。僕は思いますけれども、事務局でも、もっとしっかりと外部の経験者、病院経営の経験がある方を入れて、そして病院も、広島大学ばかりでなく、他の県からも優秀な医師を入れて、医局ももっと改革していかないといけない。今の内部登用で、そういったことができるのですか。広島大学の元医学部長が来られて、また同じ形態で行って、できると思うのですか。僕は今から何年も前にこのことを質問しました。本当の改革をしていかなければ、いつまでもこういうことでは県立病院は赤字が続きます。せつかくこの全部適用といういいチャンスに、なぜそのことを真剣に考えないのですか。

これは、県民からおまえが決めることではないと言われればそれまでだけれども、県民はこういうことでは納得しないと僕は思います。あなたたちは、一生懸命改革すると口先では言っておいて、お金がないと言い、本当に真の改革ができると思うのですか。こういうことでは、僕は本県の墮落だと思う。他の県から見たら、何をしているのだと言われることなのです。全然、改革ができていないではないですか。事務局は全部県の職員が行って、医局は広島大学がほとんどで、それでまた同じことを行って改革しますと。計画だけは経営改善計画というのを何年かごとに同じことをつくりながら、何ら赤字は解消されていないではないですか。固定資産税も払っていないのです。民間病院は、全部固定資産税を払って、税金を払って、黒字にしないといけないのです。そういう中で、さらにこういうことを行っているということは、私は何としても県民は納得しないと思います。それは、どうなのですか。部長、教えてください。このことについては、僕は少し腹が立った。局長、教えてください。

○答弁（健康福祉局長） 委員の御指摘、なかなか厳しい御意見も含めて拝聴しておりますけれども、医療を取り巻く環境は非常に厳しく、かつ流動化しているというのは御指摘のとおりでございます。今回、この全部適用は近年のこういった環境にいかん、特に県立の施設が適切に、かつ必要な医療を提供しながら公の予算を効率的に使うためにどういうふうにしていったらいいのかということを悩んで、いろいろ検討して得られた結論の一つの方向性が全部適用という方向性です。

御指摘の管理者の件でございますが、委員のおっしゃるようなお考え、外部登用ということも一つの道ではありますが、先ほどから部長が説明させていただいたとおり、他方さまざまな面で検討しなければいけない側面もございます。そういった意味で、今回は我々としては、今、院長をやっておられます方に理事を引き受けて

いただきまして、今からまさに今後の21年度以降の病院事業のあり方を議論していく中に参画をしていただいて、みずからのお考えも含めて、あるいは今後担っていく病院事業を、責任を持って運営していただくという観点から御参画いただきたいと思っております。

それと、確かに外部登用によってさまざまな改革的なアプローチがより可能になるという側面もあると思います。他方で、今、医療が置かれている事情もよく考えて思いをいたさなければいけないと思うのですが、例えば医師の確保一つとりましてもなかなかままならない、あるいは民間と比べ固定資産税を払っていないということですが、他方、公立病院はさまざまな不採算な部分、あるいはどうしてもなかなか民間ではできない部分、こういったところにつきましてもまさに担っていくなければいけないと、そういった部分を担うためにはやはり医療人の支援あるいは信頼あるいは連携が必要でございまして、なかなかそういう状況の中で、さまざまな点から見て、やはり現在の病院長にそういった役を担っていただくことが適切であると我々は判断をさせていただいたところでございます。

○要望（川上委員） 局長、それは本心から言っているのですか。僕は、どうもこれは本心と思えないのですけれども、やはり何らかの圧力がかかってこういうことをやらなければいけないことになったのではないか、それは気の毒に思うところもあるが、これは局長、もっと真剣に考えなさい。今まで、県立神石三和病院の移管において、県からも資料をいただいて、いろいろと病院事業について勉強してみました。民間病院からすると、給与もはるかに高い。人員も要るとはいいながら、民間病院はもっと厳しい環境の中で行っている。そうしないと、固定資産税も払えない。そして、医師確保のためにもこれが必要なのだとあなた方は言いますが、民間の大病院は、もっと厳しいのです。そういう中で、一生懸命改革しながら行っているのです。だから、局長が言ったことは全部本心とは思わないけれども、もう少しこの県立病院について皆さん真剣に考えて、早く全国でもまれに見るいい病院にして、広島県の県立病院はすごいではないかというようになれば医者は幾らでも集まるのです。いつまでも赤字の垂れ流しで行っているから、医者が集まらないのではないですか。大変な努力をしないといけないのです。岡山県へ行ってみてください。前から全部適用にしていますけれども、随分と医療改革をしています。それはだれがしたかといいますと、岡山大学病院の医者がどんどん引っ張ったのです。僕は広島大学病院がどうこう言うのではないのですけれども、岡山大学というのは厚生労働省を支配するぐらいまで、自分の県の医療改革をした。広島県も本気でしないと全部取り残されてしまいます。こういうふうには、幾ら私が言っても始まらない。だけど、私は本当にこのことについてもっと真剣に考えてきちんとしてほしいと思いますので、よく胸にとめておいてください。局長、よろしく頼みます。

○質疑（辻委員） 先ほどの三笠フーズの事故米の件ですけれども、これは食品として売ってはならないものをこの業者が売ったという点では本当に憤りを感じるだけで

は済まされない重大事件を引き起こしたと思っています。これは本当に、食品製造にかかわる人だけではなくて、消費者、私たちの健康、安全に係る重大問題として、再発防止の措置をもきちんとしていくためにも、この事態の徹底解明を図らなくてはならない、県としても大いに対応していかなければならない問題だと受けとめております。

それで、本県に入ってきたと疑われる、この汚染されたモチ米の粉について、疑いがあるということで調査したところ、先ほどのとおり、2社についてはすべて消費されて、これはもう全くわからないということで、特定することができないのです。Cの菓子業者については、入荷した原料、モチ米があって、検査をしているようですけれども、メタミドホスは検出されないという結果でこのまま済まされているのですか。これは、検出濃度から見ても、10倍から20倍に薄めて流通されているわけですから、当然検出されるわけがないのです。しかし、こういうメタミドホスに汚染された米粉だということが疑わしいというような状態では何らかの対応をしなければならぬと私は思うのですけれども、ここのCの菓子業者は、現在この疑わしいと思われる粉を使って商品がつくられているのか、それともつukられないで原材料がそのまま残っているのか、そこはどうなっているのですか。

○答弁（生活衛生課長） ただいまの御質問ですけれども、一部、製品として冷凍で保存されているということです。これについては、この情報がありまして、すぐに出荷をストップしているとのこと。検査結果が今回出たわけですので、その検査結果に基づいて対応することになろうと思います。

○質疑（辻委員） 検査結果が不検出ですから、どうなるのですか。

○答弁（生活衛生課長） これが不検出で明らかに汚染米が混入された材料が入ってきて、そのものであるという確認がとれればですが、今回の場合、あくまで流通したという推測の段階でございます。そのときには、やはり業者みずからの判断が必要になるという考え方であり、我々、もしこれが法違反であれば当然回収命令とか回収指示を行いますし、あるいは疑わしいもの、健康被害のおそれがあるようなものは法違反が確認されなくても自主回収等を指導いたします。こうした違反が確認されない、あるいは健康被害が全く心配ないという状態のときについては、ある程度業者の自主的な判断が必要かと考えます。今回の酒屋さんなどの問題も、すべて一応汚染米が入ってつくったという考え方で、それもメタミドホスが検出されない等々で、自主回収という形で対応しております。

○質疑（辻委員） 県の対応は非常に生ぬるいと思っております。大手業者が、テレビで報道されているように、酒造メーカー等が自主回収をどんどん行っていると、それから当然検査した結果、そういう有害物が検出されないというもとの、疑わしい材料を使ったという判断のもとで自主的に回収をどんどん行っているわけです。そうすると、ここのCの業者は、冷凍保存の製品を出荷停止するようですけれども、疑わしいわけですから、食の安全を本当に県としても消費者に確保するという意味

からも、その業者に対してはそういう商品が出回らないようにしていく、自主的に廃棄処分するとか、あるいは店頭販売はやめるとかというような指導を私は行うべきではないかと思うのです。もちろん、購入した原材料については廃棄処分するというので、全く疑わしいと思われるものについて、それにかかわってつくられた商品については消費者の口に入れないということでもって対応するということが、私は必要だと思うのですけれども、業者の自主的判断にお任せするというだけでは済まされない問題が私はあると思います。県としては、きちんとそういう対応、指導を行うべきではないかと思うのですが、どうですか。

○答弁（生活衛生課長） 先ほど申したように、違反のない場合については自主回収等を指導するような形になりますので、今言われました意見でございませけれども、やはりこの社会情勢の中で事業者がどのように考えていくか、これについては関係農政事務所、あるいは保健所、事業者等々で検討していきたいと思います。

○質疑（辻委員） どう検討するのですか。何を検討するのですか。

○答弁（生活衛生課長） 商品は出回っておりませんから自主回収はありませんけれども、その商品についての出荷に関する事、あるいは在庫の米についての取り扱いについてのことでございます。

○質疑（辻委員） だから、そこででき上がった商品については廃棄処分にする、原材料については、これも廃棄するというようなことで、自主的判断は当然業者になるのでしょうかけれども、そういう指導を県としても行うという姿勢が要るのではないかと思うのです。それはメタミドホスが検出されたら大変です。法令違反だったら当然、命令をもって廃棄処分ができるわけですがけれども、こんなひどい状態を今、もう本当に食品に対する安全性と食品に対する信頼性を消費者の中からどん底へ突き落とすような事態を起こしたわけです。売ってはならないような商品を、仲介業者が介入して洗浄させて、出てきたら食品として売っていいような状態を意識的に、意図的につくり出して流通させたわけです。そういうものがさらに薄めた状態で原材料として流通して商品化しているという全くひどい大きな事態をつくり出した中で今、広島県ではこの3つの業者が明らかになったわけですがけれども、私は県としてはその3社に話をし、やはり口に入れさせないということで、きちんと対応すべきではないかと思うのです。改めて、再度お尋ねしたいと思います。絶対、行いなさい。

○答弁（生活衛生課長） 私自身もこの今回の事件について、大変憤りを感じております。こうして消費者が心配するような事案が起こったことに対しては、非常に重大な問題だと考えております。確かに、言われますように、消費者が心配するような、安全は保障できますが、安心の問題もあろうかと思っておりますので、それは先ほど言いましたように協議させてもらいたいと思っております。私の方から廃棄処分しなさいとかいうことはなかなか難しい部分がございますので、やはり今の状況を見ながら検討していきたいと思っております。

○要望・質疑（辻委員） 県の方から命令的にこうなさいというようなことはなかなか難しいと思いますけれども、しっかり業者に対して話をし、行政指導は納得のいくような形で、これが消費者に出回らないように、そして原材料がさらに使われないようにしていく手だてを県としてきちんと行くと、農政事務所等と話をし、行すべきだということを強く申し上げておきたいと思います。

それから、こういう事態を受けて、国に対してもこんなことが起きないようにということで、今後の対応について厳しい措置をとることをきちんと県から言うべきだと思うのだけれども、どうですか。

○答弁（生活衛生課長） そういうことについては、今回の事案の最も大きな問題は農林水産省からスタートしている、ここから米が売られて、流れてという米の流通になっております。もちろん、これについては食品流通だけではなく食品衛生も大きく影響しますので、依頼のありました件についても、本県の関係部局とも協議しながら対応していきたいと思います。

○要望・質疑（辻委員） 私が農林水産委員会の委員だったらもっと言います。ここは健康福祉局関係ですけれども、やはりつくられたものは私たちの胃袋に入って消費されていくわけですから、その安全確保は、どういうルートで来ようとも、農産物であろうが食品加工品であろうが、やはりきちんと安全確保は行っていかなければならない問題であります。だから、関係部局にきちんとこういう意見が出ているというのも出していただいて、このような事態が起きないようにしかるべき、国に対してもきちんと申すべきことは申すということを行って、安全確保をとっていただきたいと思います。

もう1点。この委員会でもたびたび取り上げてきている国民健康保険証にかかわる資格証明書発行の問題について、お伺いしたいと思います。平成20年6月1日現在の資格証明書の交付世帯数が5,879世帯、平成19年の資格証明書交付世帯数が1万4,786世帯と8,907世帯減少しているわけですけれども、この激減の理由を教えてください。

○答弁（医療保険課長） 今おっしゃられたとおり、19年6月1日現在が1万4,786世帯、20年6月1日現在では5,879世帯ということで、8,900世帯ほど減少しております。この主な原因でございますが、広島市が資格証明書の更新事務に係る実施要綱等を見直しまして、今年度、滞納世帯に係る特別な事情や生活状況の把握できない世帯を資格証明書の交付対象にしないとしたこととございます。したがって、約8,000世帯余りが減少したということとあります。

○質疑（辻委員） 広島市が資格証明書を発行しないという基本方針を出して、これだけ大幅な減少になったということで、本当に広島市もよく決断をしたとは思っているのです。資格証明書の発行によって保険証が取り上げられますと、全額支払わなくてはならない。そういう状況で、保険料も払えないような滞納者ですから、結局受診を抑制し、病院にも行けなくて重病化し、あるいは亡くなるという事例も出

てきているわけです。そういった命と健康にかかわる重大問題に資格証明書の発行は大きくかかわっていると、そこに広島市はそういった命、健康にかかわる問題として、やはり資格証明書発行に伴ってこのような事件が起きないようにということで、資格証明書の発行をしていかないと思うのです。福山市もこの9月定例議会で、市長が資格証明書の発行を基本的にはしていかない方向で対応していきたいということを言われたようです。当面は、7割減免の世帯を対象にということをやっていますが、政令市の広島市が資格証明書発行を原則行わないと、それから福山市も基本的には行わないと、これはやはり県民の命と暮らしを十分重要視して対応してきたことだと思うのですけれども、こういう両市の対応をどういうふうを受けとめておられるのか、その辺の認識をお聞きしたいと思います。

○答弁（医療保険課長） 資格証明書の交付は、従来から市町において納付者、滞納者と十分な相談に応じ、個々の事情を把握しながら慎重かつ適切に交付するよう市町の方に指導しております。したがって、基本的には今まで交付されてきたのは、特別な事情がないと各市町が判断し、交付されたものと認識しております。したがって、今回のように資格証明書を交付している者全員について一律に短期保険証にかえるといった措置は法の趣旨及び被保険者間の公平性の確保の観点から問題があるのではないかと認識しております。

○質疑（辻委員） 最後のところがちょっとわからなかったのだけれども、問題があるという認識でした。それはどういう意味ですか。

○答弁（医療保険課長） 今までも各市町においては十分世帯の状況を把握し、特別な事情がないと判断したものについて交付されていたということで認識しております。したがって、今回、広島市のように交付されている者全員について、全世界帯について一律に短期保険証に切りかえるなどの措置は問題があると感じております。

○質疑（辻委員） あなたの考えは非常に間違っていると思います。保険証がない限り病院に行けない、病院に行けば高く取られるから行かないという中で、死亡事故まで起きている中で、原則まず第一に滞納克服の問題と資格証明書を発行するという問題を切り離して考えたときに、人の命の方が大事です。健康をしっかりと保っていくために、病気になったら安心して病院に行けるようにしておくというのが前提です。それが、そういう立場に立って広島市あるいは福山市も基本的にもう資格証明書を発行しないという方向は、私はあると思うのです。それが問題だというようなことでは、あなたの発想は、到底受け入れがたい意見です。そんな姿勢で国保の行政をしておれば、それはまさに国のやり方で、滞納が1年になると資格証明書を発行してもよいということをやっただけのことではないですか。私はそういうあなたの姿勢は変えるべきだと思います。どうなのですか。

○答弁（医療保険課長） 災害とか事業の廃止とか、そういう特別の事情の有無を十分に確認して、法でいう特別な事情がない、資力があるにもかかわらず保険料を支払わない、長期にわたって滞納するといった方について、規定どおりに保険料を払っ

ている人との公平性、または国民健康保険制度に対する信頼感の維持を図るためにこの制度は必要だと思っております。

○意見（辻委員） あなたが言わんとするのは悪質滞納者には発行しなさいということだろうけれども、それはもうごく一部の人の話であって、大部分はそうでもないという状況から見て、資格証明書の発行は抑えて、そして県民の健康と命を守るという立場に立って、この問題については対応していくというのが基本です。だから、そういう基本のところを横に置いて、今言われたように、いろいろと調べてみて問題があるというようなことを前面に持ってきて広島市の対応そのものに問題があるというような、そういう認識では私は到底受け入れがたい、これははっきり申し上げておきたいと思います。そして、やはり何といても広島市や福山市が悩んでいるような資格証明書は滞納のことがあっても、その滞納整理の問題と保険証の交付は切り離してきちんと対応していくようにしていくことが大事だということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○質疑（蒲原委員） 三笠フーズの件について、農薬に汚染されたり、かびが生えたような米、食用には絶対使ってはいけない米がこんなふうに通じていたというのは、これは許しがたい、恐らくみんな非常に怒っていると思います。けさのニュースでこんなことを言っていました。農林水産省が、外国から買うお米で農薬に汚染されているお米はもう輸入をしない、それからこの事故米を購入した業者の名前を全部公表すると言っていました。私は広島県で3社、しょうちゅう業者とか菓子業者はこの汚染米を知らずに買ったとして、だからこれは犠牲者かもわからない。明らかに、農薬が入っているということを承知で食用に流したのは犯罪です。もし知らずに買っていたら、業者はこれを訴えればいいのです。今、よくテレビではしょうちゅうの銘柄などが出ます。事故米を購入したしょうちゅう業者は、どんどん売れ行きが落ちて大変な状況になっているというのがニュースに出ていますけれども、堂々とこの業者を発表すればいいのです。そして、安いから薄々知っていたけれども、利益のために購入したということであつたら、これは許せないものです。しかし、全く知らずに普通に汚染されていない食用に供するお米だと思って買ったというなら、これはもっと違う成敗の方法があると思うのです。そのあたりはどうすればわかるでしょう。私はどんどん名前を公表すればいいと思うのです。消費者はそういう業者の製品を買わない、これが一番いいのです。こういうことが二度と起こらないようにするためにも、それは大事なことだと思いますが、3社、A、B、Cではわからない。業者の名前をきちんと明らかにして、県民にこういう業者はこういうお米を買ってお菓子をつかって既に販売していますということを言った方がいいのではないのでしょうか。県としては、なかなか何ができるかわかりませんが、もっと消費者の立場に立った行政を進めていくためには、名前を明らかにすることが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（生活衛生課長） 3業者の氏名公表ということでございますけれども、食品衛

生法において、我々が考えているのは、いわゆる法令違反の定義だとか、あるいは事故の再発防止、あるいは拡大防止等々、そこを総合的に判断して事業者の氏名を公表いたします。今回の件でございますけれども、まずこの事故米混入の可能性ですが、その事実は、それがこの事業者に入ったかどうかも確認されておりません。あくまでそこに流れたのではないかという推測の段階でございます。それから次に、今回の当該のモチ米の1施設につきましては、もう在庫がなく、すべて消費されております。ある1施設につきましては、先ほども話がありましたけれども、メタミドホスは全く検出されていない。それとさらに、先ほど委員が言われましたように、この菓子業者は大変憤りを感じております。こんなものを買わされて我々は大変なことだと、もし本当に入っていたら私の会社はつぶれてしまうのではないかと、そういうふうな憤りを感じているのです。県内の3事業者も憤りを感じていることと、それから先ほど言われました今回のこれが健康被害のおそれがないと、おそれがないからいいというわけではないですけれども、そういうものの基本的におそれが考えられませんということで総合的に判断して、やはり県内の事業者の氏名公表は控えさせていただきたいと思っております。この3つの事業者も大変憤りを感じていらっしゃいます。

○要望（蒲原委員） 恐らく、県は発表しなくても、国の方からすべて発表すると言っていました。流通経路がよくわからないというのが、ちょっと心配ですが、どこでこのようになったかというのは、きちんと調べたら必ずわかると思います。だから、それはきちんと調べて、国の方でそれを調べるとは思いますが、そういうことはやはりきちんと一つ一つ明らかにしていかないと、思われるというのでは、これはA、B、Cの会社も困ると思います。だから、どんどん訴えて損害賠償請求をすればいいのです。逆に言えば、もしそんなことをやっているのだったら、中国のギョーザの問題から食品の安全が言われているにもかかわらず、こういうことを裏で平気でやっているような業者がはびこるとするのは、やはり日本社会の本当に悲しいことだと思いますから、もっと積極的に県民のそういう不安と、あるいは心配を解消するような方向で処理していただきたいと思っております。

それからもう一つ、県内調査では、委員長、副委員長のおかげでいろいろなところへ行かせてもらって非常によかったという中で、広島学園に行くのは本当に珍しく、行ってよかったのですけれども、そこで、園長が、ここはまだ義務教育の就学の指定校になっていないということを強く言っておられました。一刻も早く指定校にさせていただいて、小学校、中学校の義務教育はそこできちんと認定していただくように、そういう学園にしてほしいということを切々と訴えていらっしゃいました。答弁はよろしいから、ぜひ、前向きに教育委員会等と相談されて、一日も早くそういう指定校になるように努力をしていただきたいということを申し上げて終わります。

(4) 閉会 午後0時10分